

権利行使を考慮した 機械系発明の権利化実務（続編）

好評を博した昨年開催の同テーマセミナーの続編を開催！

続編となりますが、初めて参加される方にもご理解いただけるように解説いたします

■開催日時

2026年 8月 28日 [金]

時間14:00～16:30(途中休憩有り)

★オンデマンド視聴可能

申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画（2週間閲覧可能）の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

明細書の作成またはチェック、および拒絶対応等に携わる方を対象に、権利行使の局面を考慮した機械系発明の権利化実務について解説します。昨年開催した同テーマのセミナーの続編となりますが、初めて参加される方にもご理解いただけるように説明いたします。

「機械系発明」には、「目に見える」、すなわち侵害立証がしやすい構造的な特徴を有するものが多くあります。一見、シンプルにも見える技術を上手く権利化することで、他社への牽制効果が

高い、自社の優位性を高める特許ポートフォリオを構築することができます。

他方、「形状」や「配置」の特定のみで他社製品を有効に牽制できる権利を取得することが困難な場合もあり、機械系発明においても「機能的表現」や「パラメータ」ないし「数値限定」による特定が用いられます。この場合、各国におけるクレーム解釈および記載要件に関する判断の傾向を十分に考慮する必要があります。

また、出願後の状況の変化に対応するために行うクレームの補正についても、各国においてその要件が異なることに留意しなければなりません。

本セミナーではこれらの点に焦点をあて、出願時におけるクレームおよび明細書の作成、ならびに出願後の局指令対応における留意点について説明します。日本のみならず、米国・欧州・中国等の外国出願を見据え、各国の裁判例や審査基準などを参照しながら具体例を交えて解説します。

●講 師：弁理士法人深見特許事務所
機械第2部・国際特許部副部長

●会 場：Zoomを使ったオンラインセミナー

弁理士（特定侵害訴訟代理可能）高橋 智洋 氏